

令和5年10月5日

衆議院議員
菅 義偉 様

全国介護事業者政治連盟
会長 久野義博



一般社団法人全国介護事業者連盟
理事長 斉藤正行



令和6年度介護・障害福祉サービス等報酬改定並びに新たな経済対策等における
介護・福祉分野への更なる支援策の実現について

平素から介護・障害福祉業界へのご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

介護・福祉分野においては、依然として続く物価高によるコスト増加分をサービス価格に転嫁することが認められていないことから、著しく経営が圧迫されていることはご承知のとおりです。

さらに、全国的な賃上げに対抗していくための財源が見出せず、従来からの介護人材確保難に加えて入職超過率がマイナスとなる等、人材の流出が大きな問題となりつつあります。

令和6年度は診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬同時改定となることから、大幅な改定率（4%～5%以上の引き上げ）を実現いただきますとともに、今後とりまとめられる新たな経済対策を通じた補正予算や報酬改定等において、介護・福祉分野における経営の安定性の確保と人材確保を図るべく、更なる支援策を盛り込んでくださいますようお願い申し上げます。

介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージについて

令和4年12月23日 厚生労働省

- 持続的な介護職員の待遇改善を実現するためには、個々の事業者における経営改善やそれに伴う生産性の向上が必要であり、具体的には、取組の横展開や働きかけの強化等、総合的に取り組むことが重要。
- 中小事業者も多い、介護事業者の職場環境づくりを全政府的な取組と位置づけ、自治体や事業者も巻き込んで推進し、その成果を、従業員の賃金に適切に還元していただくことについて期待。

(1) 総合的・横断的な支援の実施

① 介護現場革新のワンストップ窓口の設置

事業者への様々な支援メニューを一括し、適切な支援につなぐワンストップ窓口を各都道府県に設置。中小企業庁の補助金の活用促進。

② 介護ロボット・ICT機器の導入支援

課題に対応した代表的な導入モデルを紹介するとともに、①のワンストップ窓口と連携して、相談対応、職員向け研修など伴走支援を進める。

(2) 事業者の意識改革

③ 優良事業者・職員の表彰等を通じた好事例の普及促進

職員の待遇改善・人材育成・生産性の向上などに取り組む事業者・職員を総理大臣が表彰等する仕組みを早期に導入し、優良事例の横展開を図る。

④ 介護サービス事業者の経営の見える化

介護サービス事業者の財務状況や処遇改善状況の見える化を進め、経営改善に向けた動機付けを進める。

(3) テクノロジーの導入促進と業務効率化

⑤ 福祉用具、在宅介護におけるテクノロジーの導入・活用促進

在宅介護の情報共有や記録の円滑化などについて、調査研究を進め、活用を促進する。また、福祉用具貸与等の対象種目の追加について、評価検討を進める。

⑥ 生産性向上に向けた処遇改善加算の見直し

未取得事業者の取得促進を図るとともに、加算手続の簡素化や制度の一本化について検討。

⑦ 職員配置基準の柔軟化の検討

実証事業などでのエビデンス等を踏まえつつ、テクノロジー導入に先進的に取り組む介護施設における職員配置基準（3:1）の柔軟な取扱い等を検討。

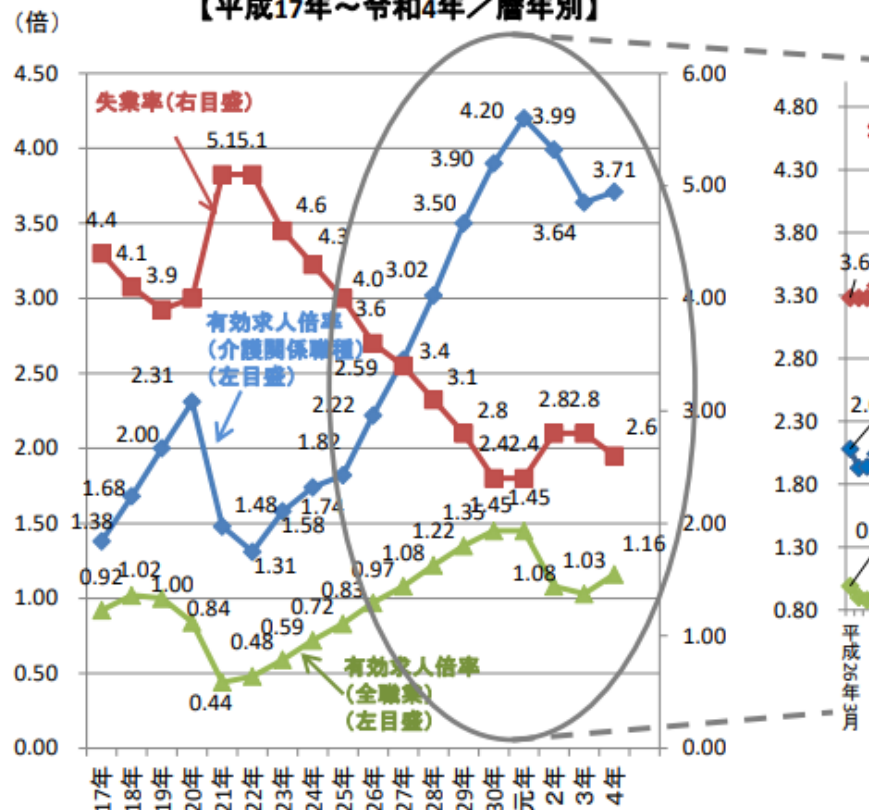
⑧ 介護行政手続の原則デジタル化

今年10月から運用開始した電子申請・届出システムの利用原則化に取り組む。

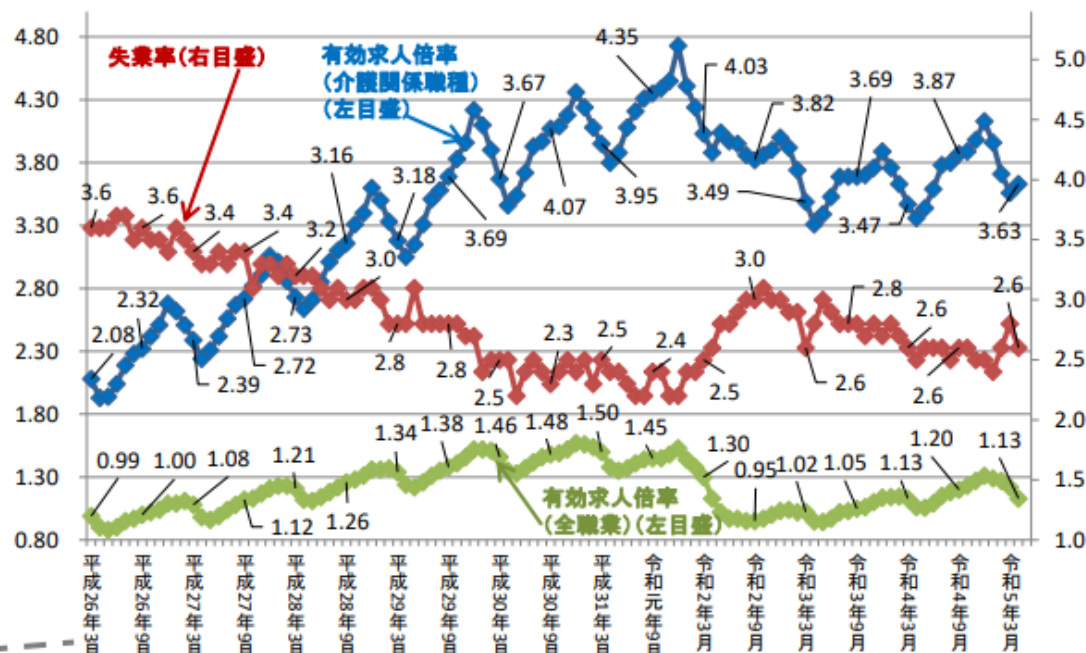
介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向 ～有効求人倍率と失業率の動向～

○ 介護関係職種の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全職業より高い水準で推移している。

有効求人倍率(介護関係職種)と失業率
【平成17年～令和4年／暦年別】



有効求人倍率(介護関係職種)(原数値)と失業率(季節調整値)
【平成26年3月～令和5年4月／月別】



注)平成23年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、当該3県を除く結果となっている。

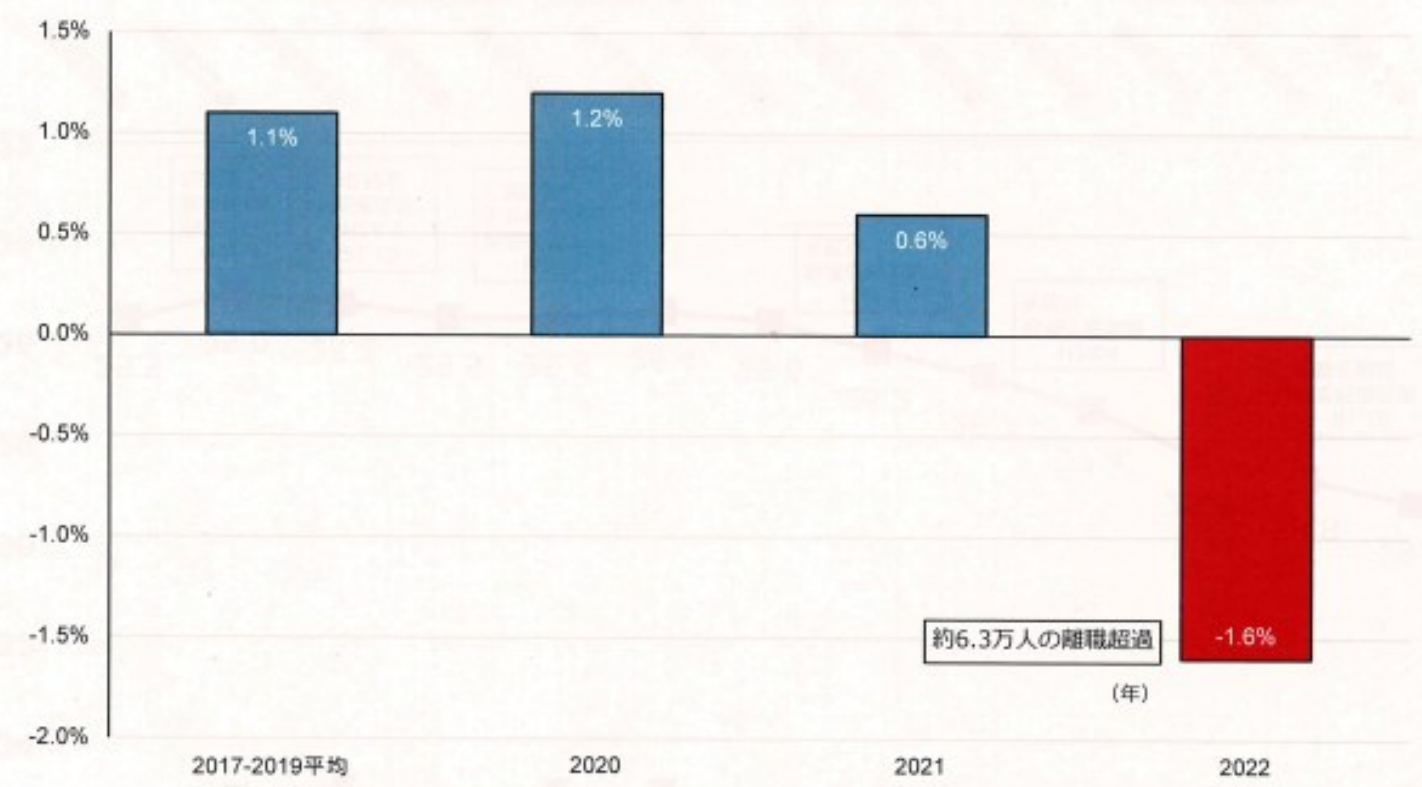
【出典】厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」

(※1)全職業及び介護関係職種の有効求人倍率はパートタイムを含む常用の原数値。

月別の失業率は季節調整値。

(※2)常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

■「社会保険・社会福祉・介護事業」分野の入職超過率（入職率－離職率）



○入（離）職率
1月1日現在における
常用労働者数に対する
入（離）職者の割合を
いう。

○入職超過率
入職率から離職率を引
いたものをいう。プ
ラスであれば入職率
が離職率を上回って
いる（入職超過）。
マイナスであれば
離職率が入職率を
上回っている（離
職超過）。

（出典：厚生労働省「雇用動向調査」より作成）

■ R 5 年度の賃金引上げの状況

春闘の全産業平均賃上げ率 3.60%
（出典：厚生労働省労使関係担当参事官室公表資料）

介護職員の処遇改善に関する加算等の取得状況

年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度
サービス提供月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月
介護職員 処遇改善 加算(※1)	91.5%	92.3%	92.4%	92.9%	93.2%	93.3%	93.4%	93.8%	93.8%
介護職員等 特定処遇改善 加算(※2)	—	58.3% (53.8%)	69.6% (64.3%)	71.2% (66.1%)	73.5% (68.5%)	73.9% (69.0%)	75.1% (70.2%)	75.9% (71.1%)	77.0% (72.3%)
介護職員等 ベースアップ等 支援加算(※2)	—	—	—	—	—	—	—	85.4% (80.0%)	92.1% (86.4%)

(出典)厚生労働省「介護給付費等実態統計」より老人保健課で特別集計。

※1 令和4年4月サービス提供分以降は処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)が廃止となっている。

※2 処遇改善加算の取得が要件のため、処遇改善加算を取得している事業所数に占める割合を記載(対象サービスの全請求事業所数に占める割合を括弧書き)。

(参考)介護職員処遇改善支援補助金(令和4年2月～9月)の交付状況

介護職員処遇改善加算の取得を交付要件としており、交付対象に該当する事業所に対する交付割合は、75.1%(※3)。

※3 介護職員処遇改善支援補助金の交付事業所数(各都道府県国民健康保険連合会「介護職員処遇改善支援補助金 請求明細表」より老人保健課で集計)を、令和4年2月サービス提供分の処遇改善加算(Ⅰ～Ⅲ)の請求事業所数(厚生労働省「介護給付費等実態統計」より老人保健課で特別集計)で除した割合。

なお、介護職員処遇改善支援補助金の交付事業所数を、令和4年2月サービス提供分の介護報酬の請求事業所数(厚生労働省「介護給付費等実態統計」より老人保健課で特別集計)で除した割合は、69.9%。

介護人材の賃金の状況（一般労働者、男女計）

○ 介護職員について産業計と比較すると、勤続年数が短くなっているとともに、賞与込み給与も低くなっている。

		平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	賞与込み給与 (万円)
産業別	産業計	42.6	10.4	36.1
職種別	医師	39.3	3.9	97.1
	看護師	39.4	7.8	40.7
	准看護師	51.0	12.0	34.5
	理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士、視能訓練士	33.5	6.2	34.2
	介護支援専門員（ケアマネジャー）	51.6	9.6	32.6
	介護職員 【(C)と(D)の加重平均】	44.3	7.4	29.3
	訪問介護従事者(C)	48.9	8.1	28.3
	介護職員（医療・福祉施設等）(D)	44.0	7.4	29.4

【出典】厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」に基づき老健局老人保健課において作成。

注1) 一般労働者とは、「短時間労働者」以外の者をいう。短時間労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者、又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者をいう。

注2) 「賞与込み給与」は、「きまって支給する現金給与額(労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される現金給与額)」に、「年間賞与その他特別給与額(前年1年間(原則として1月から12月までの1年間)における賞与、期末手当等特別給与額(いわゆるボーナス))」の1/12を加えて算出した額

注3) 「介護職員(医療・福祉施設等)」は、医療施設・福祉施設等において入所者及び通所者に対する入浴、排せつ、食事等の介護の仕事に従事するものをいう。なお、特定処遇改善加算の(Ⅰ)～(Ⅱ)を取得している事業所の勤続10年以上介護福祉士の賞与込み給与は、35.5万円(令和3年度介護従事者処遇状況等調査)

注4) 産業別賃金は「10人以上規模企業における役職者」を除いて算出。なお、職種別賃金には役職者は含まれていない。役職者を含む産業計は、平均年齢43.7歳、勤続年数12.3年、賞与込み給与41.4万円

介護現場における賃上げ・ 物価高騰・離職者等の状況調査 (速報値)

【調査実施団体】 公益社団法人 全国老人保健施設協会
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
公益社団法人 日本認知症グループホーム協会
一般社団法人 日本慢性期医療協会（介護医療院）
一般社団法人 全国介護事業者連盟
高齢者住まい事業者団体連合会
一般社団法人『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会
一般社団法人 日本在宅介護協会

【調査期間】 令和5年8月初旬～8月25日

【調査回答数】 4,726 施設/事業所

【調査方法】 共通の調査票を各団体の会員施設/事業所等へ配布(WEB等を活用)

1

介護現場における賃上げ・物価高騰・離職者等の状況（集計：全体）

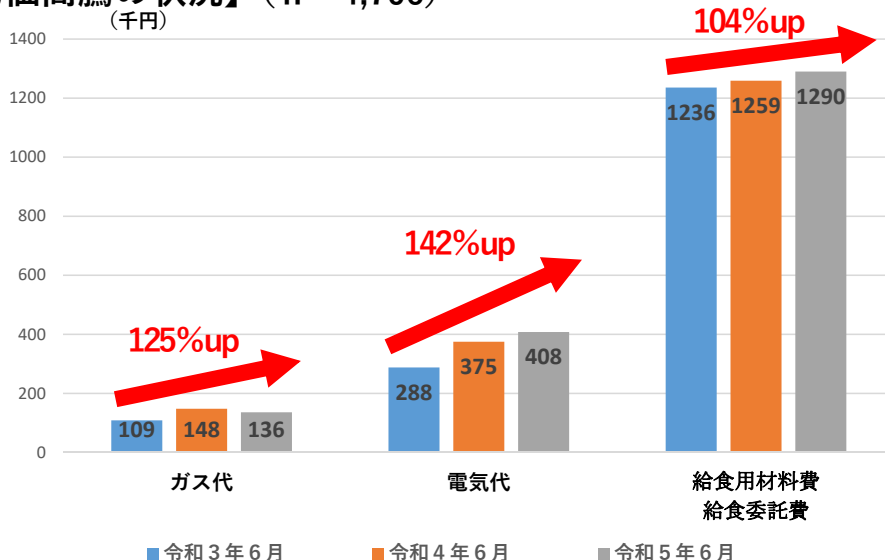
【賃上げの状況】（n = 4,723）

上期：夏期賞与額	令和4年	令和5年	前年度比
一人当たり賞与	241千円	241千円	100.0%
正社員一人あたり賞与	281千円	281千円	100.0%

※ 事業所全体の賞与総額を、事業所全体の賞与支給対象者の人数で除した額（医師は除く：正社員一人当たり賞与も同様）
※ 一時金は除く

施設/事業所経営が厳しいためか賞与は前年度から全く上がっていない

【物価高騰の状況】（n = 4,706）

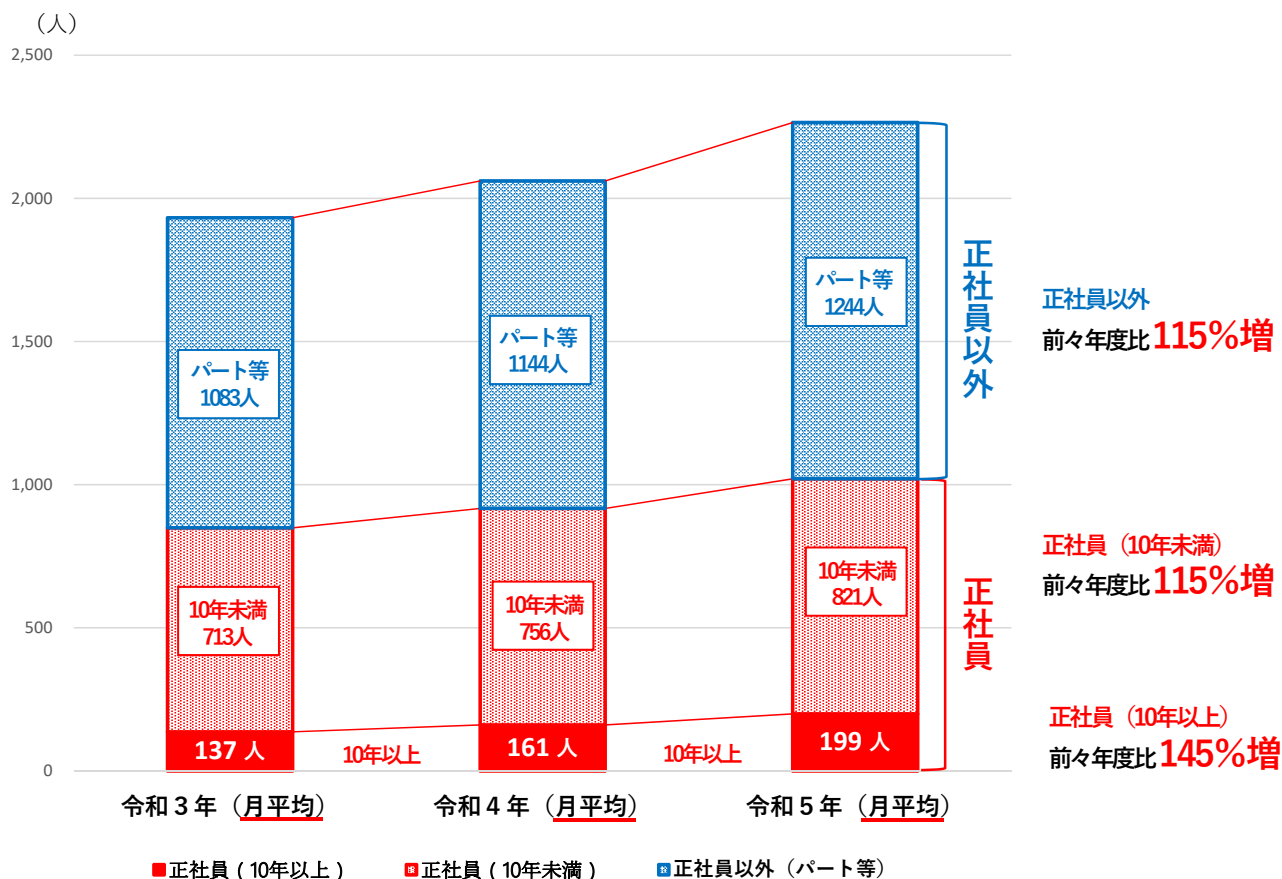


・ 物価高騰は続いている
・ 既に今後の値上げの連絡が届いているところも約2割ある

2

介護現場における賃上げ・物価高騰・離職者等の状況（集計：全体）

【離職者の状況】 介護8団体全体（n = 4,726）

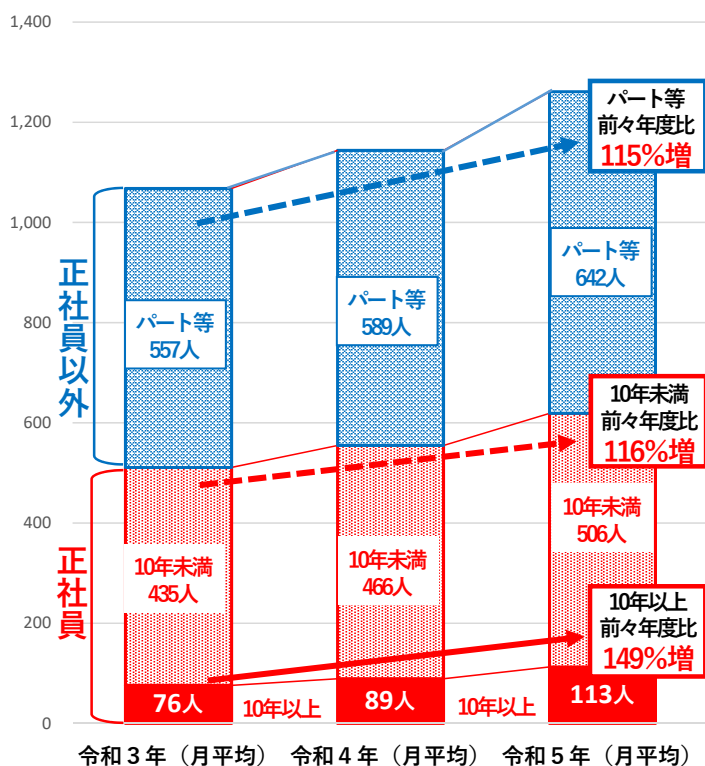


3

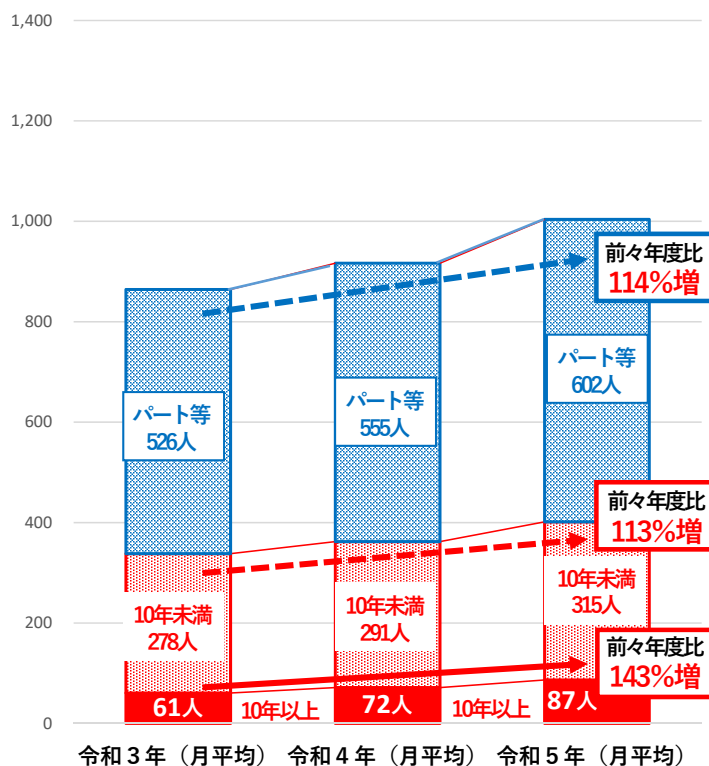
介護現場における賃上げ・物価高騰・離職者等の状況（集計：全体）

【離職者の状況】 介護8団体全体（n = 4,726）

《介護職》



《介護職以外》



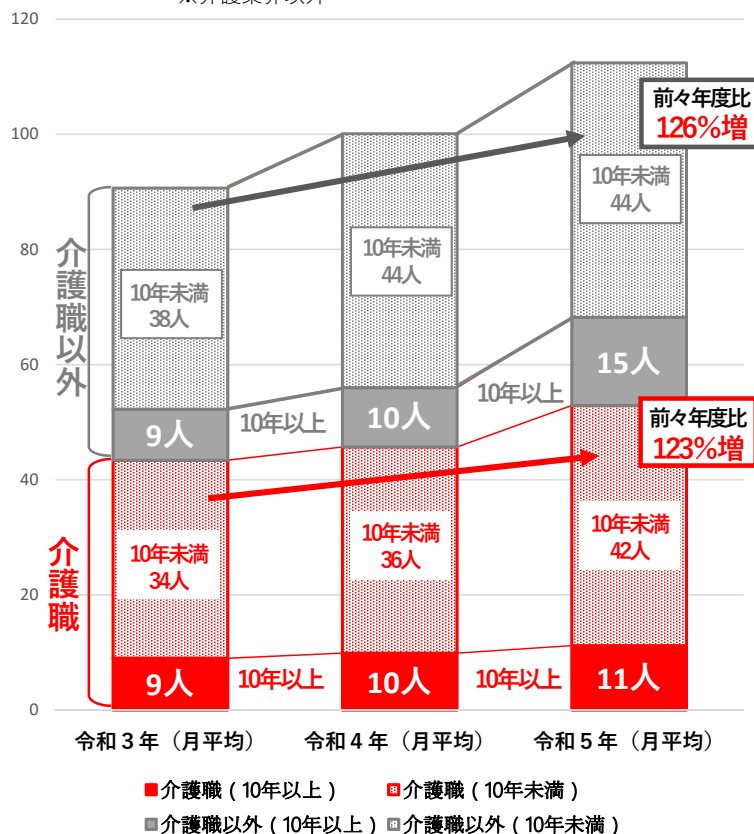
4

介護現場における賃上げ・物価高騰・離職者等の状況（集計：全体）

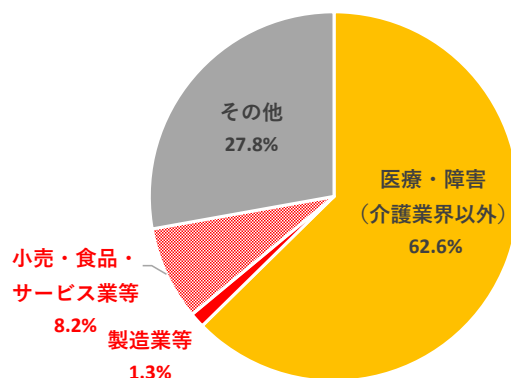
【離職者の状況】 介護 8 団体全体（n = 4,726）

【他業種への離職（正社員）】

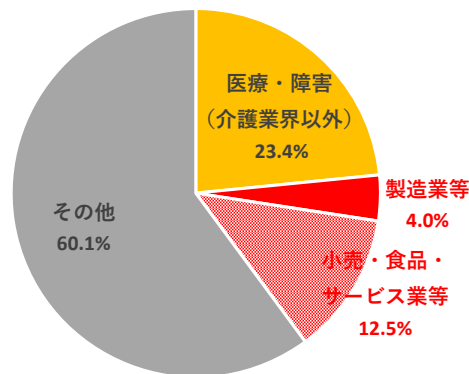
※介護業界以外



【介護職以外の離職先（他業種）】



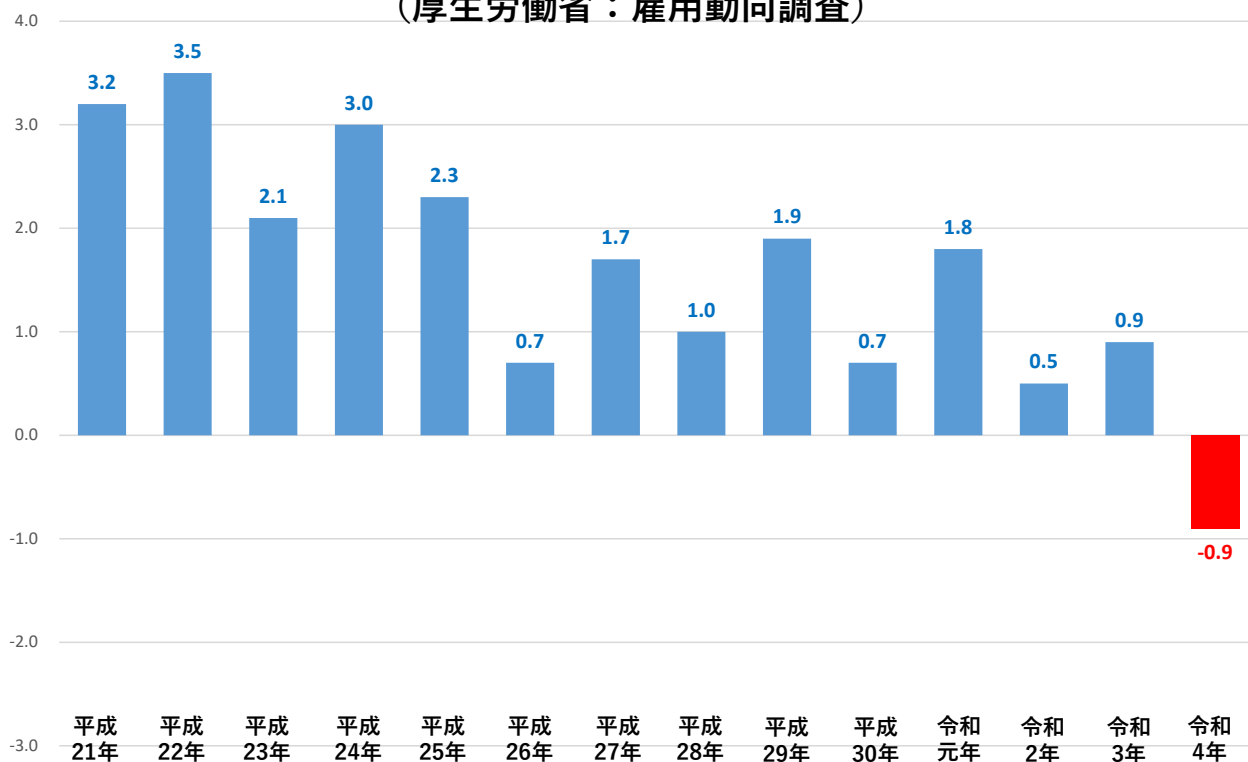
【介護職の離職先（他業種）】



5

医療・福祉における入職超過率

（厚生労働省：雇用動向調査）



医療・福祉分野において調査実施以来初めてマイナスとなった。

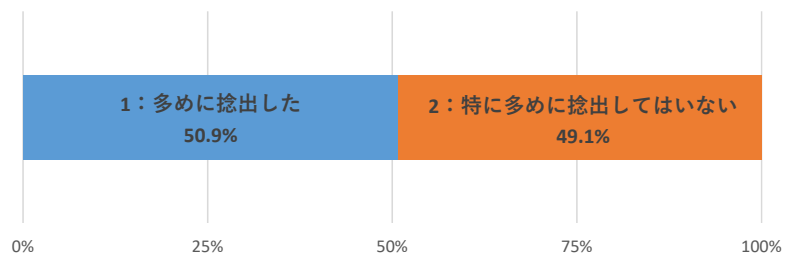
「入職超過率」

入職率から離職率を引いたものをいう。プラスであれば入職率が離職率を上回っている（入職超過）。マイナスであれば離職率が入職率を上回っている（離職超過）。

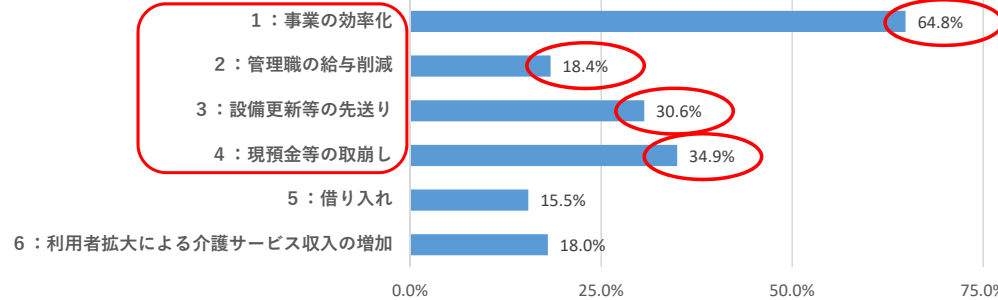
介護現場における賃上げ・物価高騰・離職者等の状況（集計：全体）

【人材確保対策の状況】（n = 2,692）

●近年の人材不足感の中で、人材確保のために人件費を特に多めに捻出したか。



●「多めに捻出した」と答えた方について、どのように人件費を捻出したか。



●今後、更に人件費を捻出する必要があるとした場合、どのように捻出するか。

